

## 「長野労働局働き方改革推進本部」の動き

「長野労働局働き方改革推進本部」(本部長:局長 岡崎直人)は、5月11日から20日にかけて、労使団体を訪問し、「働き方改革」に向けた取組「夏の生活スタイルの変革」への協力を要請しました。

5月11日、本部長、副本部長(労働基準部長:小宮山弘樹)が、長野県の山本雇用・就業支援担当部長、酒井労働雇用課長とともに、一般社団法人長野県労働基準協会団体連合会を訪問し、山浦会長に対して、長野県知事との連名による「働き方改革」に向けた取組の要請書、局長名による「夏の生活スタイルの変革」の要請書を手交しました。



岡崎本部長(左)から山浦会長(右)へ要請書を手交(本部長の隣は小宮山副本部長、その隣は長野県山本部長)



意見交換の様子

5月11日、岡崎本部長、小宮山副本部長が、長野県の山本雇用・就業支援担当部長、酒井労働雇用課長とともに、日本労働組合総連合会長長野県連合会(連合長野)を訪問し、中山会長に対して、長野県知事との連名による「働き方改革」に向けた取組の要請書を手交しました。



岡崎本部長(右)から中山会長(右)へ要請書を手交(本部長の隣は小宮山副本部長、その隣は長野県山本部長)



意見交換の様子

5月11日、小宮山副本部長が、長野県中小企業団体中央会を訪問し、佐々木専務理事に対して、局長名による「夏の生活スタイルの変革」の要請書を手交しました。

小宮山副本部長(左)から佐々木専務理事(右)へ要請書を手交



5月12日、小宮山副本部長が、一般社団法人長野県経営者協会を訪問し、水本専務理事に対して、局長名による「夏の生活スタイルの変革」の要請書を手交しました。

小宮山副本部長(左)から水本専務理事(右)へ要請書を手交



5月19日、小宮山副本部長が、長野県の山本雇用・就業支援担当部長とともに、一般社団法人長野県商工会議所連合会を訪問し、木藤常務理事に対して、長野県知事との連名による「働き方改革」に向けた取組の要請書、活スタイルの変革」の要請書を手交しました。

小宮山副本部長(左)から木藤常務理事(右)へ要請書を手交(副本部長の隣は長野県山本部長)



5月20日、小宮山副本部長が、長野県の山本雇用・就業支援担当部長、酒井労働雇用課長とともに、長野県商工会連合会を訪問し、細野専務理事に対して、長野県知事との連名による「働き方改革」に向けた取組の要請書、局長名による「夏の生活スタイルの変革」の要請書を手交しました。

小宮山副本部長(右)から細野専務理事(左)へ要請書を手交(副本部長の隣は長野県山本部長)



## (例文) ※使用者団体の長にあてた要請文

### 「働き方改革」に向けた取組について（要請）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、日本経済を今後も好循環に導き、持続させていくためには、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要であり、さらに人口減少が続く中で、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう多様で柔軟な働き方を実現できる社会を築き上げていくことも重要な課題となっております。

平成26年6月24日に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂2014―未来への挑戦―」におきまして、「女性の活躍推進」のほか「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれました。

長時間労働の抑制等働き方の見直しに向けた対応は、喫緊かつ重要な課題となっており、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)におきましても、基本理念として「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした(中略)魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられ、働き方改革はこれを具体化する上で、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の支援による「ひとの創生」や地域における雇用の質を重視した「しごとの創生」にも資するものです。

こうした中、全国の一般労働者の労働者一人平均の総労働時間をみてみますと、平成25年で2,018時間と高止まりの状況にあり、年次有給休暇の取得率は平成25年で48.8%と、近年50%を下回る状況で推移しております。

このため、長野労働局と長野県は、十分な連携を図り、所定外労働時間の削減をはじめとする長時間労働の抑制、休暇の取得促進を積極的に推し進めることとしており、関係労使団体や県内のリーディングカンパニーに対する働きかけ等により、県内全域にわたって気運の醸成を図ることとしております。

企業が労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、働き方に時間的・地域

的制約を伴う人々の職業キャリアを継続し、かつ能力発揮できる環境整備を進めていく上で、企業トップの発意のもと、労働基準関係法令を遵守するとともに、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を見直し、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた自主的な取組を、迅速かつ効果的に進めていくことが必要不可欠となっております。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

平成27年5月〇日

様

長野労働局長 岡崎 直人

長野県知事 阿部 守一

(例文) ※使用者団体の長にあてた要請文

平成27年5月〇日

様

### 「夏の生活スタイル変革」に関する要請書

近年、労働力人口が減少していく中で、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作ることで、労働生産性を上げて成長を持続させることが重要な課題となっております。

しかしながら、長野県においては、平成26年長野県賃金実態調査によると、平均の所定外労働時間が男女計13.9時間(男性16.5時間、女性8.4時間)であり、平成23年長野県労働条件等実態調査によると、年次有給休暇の取得率が45.1パーセントにとどまっている現状にあります。

このような現状を打破するために、長野労働局と長野県では十分に連携して、長時間労働の削減や休暇の取得促進などの「働き方改革」の取組を進めているところであり、経済界、企業の皆様にも、この取組に対して御協力いただいています。

こうした中、政府としては、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開するとの方針が示されました。具体的には、夏の時期に、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るといった生活スタイルに変えていくよう、国民運動として国全体に浸透させるものです。

つきましては、各企業においても、夏の期間に、働く人が朝早く出勤し、夕方には家族などと過ごせるよう生活スタイルを変革するために、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を活用するなど、それぞれの企業の実情

に応じた労使の自主的な取組を可能な範囲で行うことが望まれます。

貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

長野労働局長      岡 崎 直 人